

平成 28 年度第 1 回知内町再生可能エネルギー推進協議会議事録

- ◎ 開催日時 平成 28 年 6 月 9 日（木曜日） 15 時 00 分
 - ◎ 開催場所 知内町物産館 2 階
 - ◎ 構成員の現在数 15 名
 - ◎ 出席した構成員数 11 名
 - ◎ 出席した構成員の氏名
 - ・ 発電事業者 渡邊亮太（ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン）
 - ・ 農林漁業者 宮下進也（農業者）
 - ・ 農林漁業団体 南茂樹（新函館農業協同組合知内基幹支店長）
 - ・ 農林漁業団体 櫻井大介（知内町森林組合参事）
 - ・ 関係住民 奥山彰（湯ノ里町内会副会長）
 - ・ 関係団体 山田貴志（知内観光協会アドバイザー）
 - ・ 知内町 小田島伸二（知内町総務企画課長）
 - ・ 知内町農業委員会 西野俊一（知内町農業委員会事務局長）
 - ・ 学識経験者 丸山正浩（農業有識者）
 - ・ 学識経験者 佐藤義明（林業有識者）
 - ・ その他必要と認める者 菅井剛（北海道農政事務所課長補佐）
 - ◎ 出席した関係者の氏名
 - ・ 発電事業者 平島義博（グリーン・コンサルタント株式会社）
 - ・ 発電事業者 中村康次（株式会社東京エネシス）
 - ・ 発電事業者 相沢欣也（株式会社東京エネシス）
 - ・ 発電事業者 柳澤拓也（株式会社東京エネシス）
 - ・ 発電事業者 岡田寿典（株式会社オカダソフトサービス）
 - ・ 知内町 南一貴（知内町産業振興課農業振興係長）
 - ・ 知内町 上野真吾（知内町産業振興課林業振興係長）
 - ・ 知内町 赤松拓也（知内町総務企画課広報調整係長）
 - ・ 知内町農業委員会 沖津優也（知内町農業委員会事務局）
 - ・ その他必要と認める者 野澤奈実子（北海道農政事務所函館支局農政業務管理官）
- 1 開会【赤松係長】 15 時 00 分
 - 2 出席者紹介【赤松係長】
 - 3 知内町挨拶【大野町長】
 - ・ 共同育成牧場 95ha は、長く畜産業の要として利用されたが、平成 12 年から長い間

未利用であった。

- ・ 北電知内火力発電所が昭和 58 年に稼働し、70 万 kW を道南に供給する「電気のふるさと」としての役割を果たしている。
- ・ H23. 8 月に再エネ特措法が制定され、再エネの固定買取価格制度が始まり、全国的に太陽光発電が活発化。
- ・ 当町でも H25. 2 月に民間事業者から申し出を受け、町議会の同意を得てメガソーラーの誘致を進めてきたが、出力の変動が大きい太陽光発電の特性により、北電の受入制限で構想が足踏み状態だった。このたび、蓄電池の導入策により発電出力の平準化を条件に、大きく前進した。
- ・ この事業には数十億円の巨額の事業費が投じられることが予想。固定資産税収入のほか、農林漁業振興に対する支援も予定され、湯ノ里をはじめ町全体の活性化に大きな役割を果たすことに期待。
- ・ この間、さまざまな障害を乗り越え、メガソーラー発電の進出を決意されたゴールドマン・サックス社と関係者の皆様に改めて感謝。農林漁業・観光振興の関係機関、湯ノ里町内会から奥山副会長、有識者として丸山様、佐藤様、オブザーバーとして北海道農政事務所担当者の出席に、重ねてお礼申し上げる。
- ・ 町では現在、農地転用等の事務を農業委員会と連携して鋭意進めている。
- ・ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の推進に向け、協議会規約と基本計画を審議いただくので、皆様の活発なご議論をお願いする。

4 委嘱状交付【大野町長】

大野町長から出席者へ委嘱状が手渡された。

5 会長及び副会長の選出【赤松係長】

協議会規約第 7 条の規定により、総会において選任する旨を説明。

（「知内町役場案を提案されたい」の声あり）

（「異議なし」の声あり）

知内町より、農地の有効活用と一次産業振興であることから会長に新函館農協知内基幹支店の南支店長を、湯ノ里地域の活性化であることから副会長に湯ノ里町内会の八木会長を選任する案を提示。

（「異議なし」の声あり）

南支店長が会長に、八木会長が副会長に決定された。

6 会長挨拶【南会長】

- ・ 農地の有効活用ということで、議事がスムーズに進行するよう微力ながら努めたい。

7 事務局長の任命【南会長】

協議会規約第16条第3項の規定により、会長が任命することを説明。

知内町役場でエネルギー政策を担当している、総務企画課広報調整係の赤松係長を事務局長に任命する案を提示。

（「異議なし」の声あり）

赤松係長を事務局長に決定。

8 議題【南会長】

(1) 知内町再生可能エネルギー推進協議会規約

赤松事務局長が配布資料に沿って説明。

質疑は特になし。

(2) 知内町再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村活性化基本計画（素案）

赤松事務局長が配布資料に沿って説明。

質疑の概要は次のとおり。

Q 建設工事については、地元の企業を使う予定はあるか？【森林組合 櫻井参事】

A メンテナンスは東京エネシスで実施。夏の草刈りや冬の除雪などは地元の協力をいただくことを予定している。【TE社 中村氏】

Q 項番9でホームページによる周知とされているが、載せる際には相談されたい。

【GS社 渡邊氏】

A 了解した。【赤松事務局長】

Q 工事中の残土はどうなるか？【南会長】

A 切土した分は盛土で使うなど内部で処理する予定。表土の提供は検討する。【TE社 中村氏】

Q 工事関係者はどのくらいの人数になるか？【大野町長】

A 設置する作業所に50～70人を想定。【TE社 中村氏】

Q 経済効果への貢献が大きいため、食事・食材等は地元の店舗を要望したい。また、湯ノ里地区には宿泊施設もある。【大野町長】

A お弁当など紹介していただきたい。また、宿泊も相談したい。【TE社 中村氏】

Q 切土・盛土の工事で全面的にフラットになるのか？【森林組合 櫻井参事】

A 勾配はある。パネルの設置に支障がある部分はフラットにする。【GC社 平島氏】

Q 雪が深い地域だが、発電に問題はないか？【森林組合 櫻井参事】

A パネルはソーラーフロンティア社製。2～3cmの積雪でも発電するが、100%能力の1/2～1/4程度となる。傾斜角度は30度で、ある程度堆積すると荷重で落雪する。パネル前面の高さは120cmで、シーズン1～2回はパネル間の除雪が必要。設計上は100cmの積雪に耐える強度である。【TE社 相沢氏】

Q パネルを設置することで、周りの温度は高くなるか？【佐藤氏】

A 近くにアパートがある事案で訴訟問題になっている。今回は近くに住宅等がないことを確認し、設計した。パネルは熱を持つが、周りの空気を暖めるほどではない。センサーで常時監視する。【TE 中村氏】

Q 塩害の心配はないか？【農政事務所 菅井課長補佐】

A 海上から離れており塩害地域ではない。【TE社 中村氏】

Q 環境アセスを実施する予定はあるか？【農政事務所 菅井課長補佐】

A 50ha未達の埋め立てのため、環境アセスまでは実施しない。【GC社 平島氏】

Q 区域内の通路は残してほしい。公園整備を考えている。【大野町長】

A 町と協議し、形を変えることになるが残したい。【GC社 平島氏】

Q 図面の赤枠内には全てパネルが設置されるのか？【南会長】

A 赤枠内は農業振興地域の区域内の農地であり、町の基本計画の全体区域でもある。パネルの設備整備計画はその内面積になっている。【農委 沖津事務局】

Q 森林法の関係はどうなっているか？【農政事務所 菅井課長補佐】

A 1ha未達の開発であるため、北海道との協議は不要。【町林業振興係 上野係長】

(3) その他

本日の協議と、現在進めている用地測量の結果で基本計画が修正することになる。次回は早ければ6月末か、7月に開催する予定。【赤松事務局長】

9 閉会【南会長】 16時10分